

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ネットワーク分離機器更改業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	トーテックアメニティ株式会社 大阪事務所 大阪市北区堂島2-1-31
契約金額(税込)	賃貸借：29,964,000円 業務委託：9,418,200円
契約締結日	令和4年7月22日
契約期間	機器賃貸借：令和5年3月1日～令和10年2月29日 運用保守：令和5年3月1日～令和10年2月29日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</li><li><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</li><li><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</li><li><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</li><li><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</li><li><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</li><li><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</li><li><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</li></ul> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</li><li><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</li><li><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</li><li><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</li><li><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</li><li><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</li></ul>
随意契約理由	<p>本業務は、ネットワーク分離を構成する各種機器を更改するものであり、職員がウェブサイトの閲覧や無害化ファイルの取込みを行う際に使用するシステムであることから、その業務内容が競争入札に適さず、業務効率化の観点やシステムの操作性・視認性・セキュリティ性の観点から選定する必要がある。このため、「ネットワーク分離機器更改業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が本業務の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していることなどが高く評価できるとし、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	団体内統合利用番号連携サーバ更改造業
担当部・課名	総務部行財政構造改革推進室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	機器賃貸借：7,431,600円 運用保守：5,808,000円
契約締結日	令和4年7月22日
契約期間	機器賃貸借：令和5年1月1日～令和9年12月31日 運用保守：令和5年1月1日～令和9年12月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、住民記録や税情報等を取り扱う本市の住民情報システムと、国が構築した自治体中間サーバーとの連携のために導入・構築したシステムの入替えを行うものであり、加えて、これまで使用したシステムから新システムへの移行作業が必須となる。その際、既存の住民情報システム及び自治体中間サーバーとの連携接続が必要となることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。また、運用保守として、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としており、障害発生時の障害箇所の特定制及び復旧に当たってはシステム調整を要するため、障害発生時における復旧に向けた迅速な対応について、同システムを導入・構築した事業者以外では不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システムサーバ機器更改及び機器賃貸借
担当部・課名	総務部行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4-2-22
契約金額(税込)	4,765,200円
契約締結日	令和4年7月22日
契約期間	令和5年1月1日～令和9年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき 又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、本市の住民情報システムを構成するドメインコントローラ、ファイルサーバ等の機器の入替えを行うものであり、当該機器がドメインユーザー認証、フォルダアクセス制御などで住民情報システムと密接に連携する役割を担うものであることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市プレミアム商品券（第3弾）販売等業務委託
担当部・課名	未来創生部・まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額（税込）	100,000,000円
契約締結日	令和4年7月6日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の売上が激減するなど、地域経済が疲弊していることを受け、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、プレミアムが付いた商品券の発行・販売等を委託実施するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容等を総合的な観点から契約の相手方を選定する必要があるため、「阪南市プレミアム商品券（第3弾）販売等業務受託者選定委員会設置要綱」を制定し、この要綱に基づき「阪南市プレミアム商品券（第3弾）販売等業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という）」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>選定委員会で審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として阪南市商工会が選定されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、阪南市商工会と随意契約する。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度の固定資産税(土地)の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪府中央区今橋1丁目6番19号 コルマー北浜ビル9階
契約金額(税込)	2,164,800円(税込)
契約締結日	令和4年7月11日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府で定められている固定資産鑑定評価員会議ブロックで、同ブロックに所属する貝塚市以南の全市町が公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と業務委託契約を締結し、鑑定士同士の調整を行っている。</p> <p>以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	MIZUTAMA 館大型扉中間側ドア修繕
担当部・課名	市民部 生活環境課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ナブコドア株式会社 堺営業所 大阪府堺市堺区甲斐町西3-3-8
契約金額（税込）	1, 177, 000円
契約締結日	令和4年7月22日
契約期間	契約締結日～令和4年10月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当該自動扉は、受入前室と受入室の間にある大型扉で、搬入時の臭気を施設外に漏れないようにする設備ですが、経年劣化のため吊車が摩耗し歪み、扉の開閉が不安定になり、大きく揺れるトラブルが発生している状況であり、早急に修繕を行わないと、重大な事故が発生する危険があるため、修繕を実施する必要があります。</p> <p>形状は、特殊な懸架式で専門知識を有する作業であり、吊車の材質は特殊鋼でオーダーメイドとなるため本修繕を履行できる業者はナブコドア株式会社堺営業所のみであります。</p> <p>以上のことから、本修繕を行えるのは、当施設の自動ドア製作・設置業者であり、保守点検業務を行っているナブコドア株式会社堺営業所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	運動・スポーツ習慣化促進事業業務委託
担当部・課名	健康福祉部 介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	学校法人関西医科大学 大阪府枚方市新町2丁目5番1号
契約金額（税込）	9,127,400 円
契約締結日	令和4年7月15日
契約期間	令和4年7月15日～令和5年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は新型コロナウイルス感染症重症化リスクが高まる高齢者や外出自粛による不活動を原因とするコロナフレイルリスク群に対して運動指導を行うため、以下のすべての条件を有する必要がある。加えて、昨年度実施・取得したデータ（歩数、身体的・心理的効果検証データ）等を活用し、さらに今年度以降も効率的・効果的に事業実施していくため、他の事業者では実施不可能である。</p> <p>①高齢者やコロナフレイルリスク群に関する高度な医学的知識を有する</p> <p>②医師・運動指導者・ユーザーを結ぶオンライン情報システムの提供が可能である</p> <p>③上記オンライン情報システムを活用した運動指導の経験を有する</p> <p>④スポーツ専門医による運動処方発行経験を有する</p> <p>⑤高齢者やコロナフレイルリスク群に対する運動指導方法に関する研修実績を有する</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	次期健康管理システム構築業務委託	
担当部・課名	健康福祉部・健康増進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22	
契約金額（税込）	24,297,900円	
契約締結日	令和4年7月15日	
契約期間	契約締結の日から令和10年3月31日まで	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	<p>本市では母子保健、予防接種、成人健診などの各種データを健康管理システムで一元管理し的確な保健指導業務を実施しているが、PHRの拡大に伴う各種健診結果の情報提供に対応するためシステムの更新が必要である。本業務にあたっては、行政コストの削減と更なる事務の効率化を推進するとともに、的確な保健指導を実施し、効果的な保健事業の推進を支援できる情報システムを構築するため、価格のみでなく、システムの機能やサポート内容等を総合的に審査し事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式による事業者の選定を行うこととした。</p> <p>選定委員会での審査及び評価を行った結果、株式会社南大阪電子計算センターは、本業務の目的を踏まえたシステムの提案が可能であること及び具体的な活用例を提案したことに加え、今後の法改正についてのサポート可能である旨の説明もなされたこと、他市町村等で同様のシステムの導入実績があることが高く評価できるとして、本業務に適した契約候補者として決定した。</p> <p>以上のことより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社南大阪電子計算センターと随意契約するものである。</p>